

第 1 2 回軽米町議会定例会

令和 2 年 9 月 1 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意案第 1 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 4 同意案第 2 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1 号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第 7 議案第 2 号 軽米町総合発展計画策定条例
- 日程第 8 議案第 3 号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 号 令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 6 号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 7 号 令和元年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 8 号 令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 9 号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 令和 2 年度軽米町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 令和 2 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼 事務会計課総括課長兼 収納・会計担当課長		梅木	勝彦	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡	靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	小林	浩	君
監査委員		竹下	光雄	君
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。

ただいまから第12回軽米町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から、同意案2件、諮問1件、議案11件及び各課の事務報告書の提出がありました。

同じく町長から、8月21日付で地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく令和元年度軽米町健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定に基づく令和元年度軽米町資金不足比率についての報告がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、中村正志君、田村せつ君、山本幸男君、茶屋隆君、江刺家静子君の6名であります。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和2年5月分から7月分までに係る現金出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配布してございます。

また、教育委員会から8月18日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありました。

閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、8月25日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より9月15日までの15日間とし、同意案2件と諮問1件については本日、本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第11号までの議案11件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

次に、本日までに受理した請願書は、お手元に配布した請願書のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配布してございますので、

朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

◎政務報告

- 議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申出がありました。これを許します。
町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

- 町長（山本賢一君） 本日ここに令和2年9月定例町議会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

初めに、職員の非違行為事案について申し上げます。今般発生した職員の非違行為事案につきましては、去る8月28日の全員協議会においてご報告申し上げましたとおり、令和元年度に執行された2件の事業経費について、契約先からの請求書を受領したにもかかわらず、支払い手続を怠ったことにより、本来支出すべき令和元年度予算からの支出が不能となり、令和2年度予算からの支出を余儀なくされたものであります。支払いが遅延した事業者の皆さんには大変ご迷惑をおかけし、陳謝申し上げます。

今後につきましては、職員一人一人のコンプライアンスの徹底を図るとともに、業務・予算執行の管理体制を見直し、再発防止に取り組んでまいり所存であります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。本年5月25日に緊急事態宣言が解除されて以降、東京都をはじめとして各地で感染拡大が確認されております。岩手県において、7月29日に1例目が確認されてから、本日まで19名の方の感染が確認されております。

町では、県内での発生を受けて、再度対策本部に切り替え、情報収集と分析、感染症予防対策等に当たっているとありますが、一人の感染者も出すことなく今日に至っておりますことは、町民の皆様のご協力のたまものであり、この場をお借りし、町民の皆様のご協力に対し深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症は、尊い人命を脅かすだけでなく、緊急事態宣言等に伴う社会全体での行動自粛等により、著しい経済活動の停滞を招いているところであります。

当町におきましても、町民の皆様には不要不急の外出の自粛をお願いすることとなったほか、「かるまい夏祭り」や「軽米秋まつり」など、9月までのほぼ全てのイベントが中止または延期を余儀なくされたところであります。

しかしながら、こうした中におきましても、町商工会青年部が主体となり、それぞれのイベント開催予定日にテイクアウト事業を企画するなど、町内飲食店と一体となった商店街のにぎわい創出と活性化に努めているところであります。

また、冬の風物詩となりました「かるまい冬灯り」につきましては、今後の感染状況を踏まえた上で、3密にならないよう実行委員会の皆様と工夫を凝らしながら、実施に向けて検討しているところであります。

特別定額給付事業について申し上げます。町民全員を対象とした特別定額給付金事業は、8月17日までの申請をもちまして受付を終了したところでありますが、対象世帯数3,773世帯に対し、8月31日現在3,768世帯の支払い事務処理が完了し、給付率は99.8%となったところであります。

本給付事務に当たり、未申請者に対する実態調査等に多くのご協力を賜りました民生委員・児童委員の皆様には、深く感謝を申し上げる次第でございます。

特別定額給付金の対象とならない本年4月28日以降の出生者に対して、町独自に給付金を支給する「子育て応援臨時給付金事業」につきましては、令和3年4月1日までに生まれた子の保護者に対し10万円を給付することとし、現在対象の方に関係書類を送り、関係事務を進めているところであります。

町内の事業者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に関わる支援事業について申し上げます。「飲食業者等緊急対策支援事業」につきましては、経済的に特に大きな影響を受けている飲食業者等27事業者に対して、1事業者当たり10万円の給付が完了し、「地域企業経営継続支援事業」、いわゆる家賃補助につきましては、現在4事業者の方への補助金交付を決定しております。

また、軽米町事業者等緊急対策支援事業につきましては、8月20日時点で105事業者に対して事業継続のため1事業者当たり10万円の支援金の給付を決定しております。内訳といたしましては、中小企業72事業者、農林畜産業33事業者となっております。

なお、本事業につきましては、先般の臨時議会でご説明申し上げましたとおり、来年2月末まで事業延長し、引き続き収入が減少した事業者等を対象に事業の継続を支援してまいりたいと考えております。

プレミアム付商品券発行事業につきましては、販売を開始した8,850セットのうち、8月20日時点で6,248セットが販売済みとなっており、今後さらなる町内の消費喚起に努めてまいります。

事業活動の縮小を余儀なくされた事業者の従業員の雇用維持を支援する国の雇用調整助成金や事業継続を支援する持続化給付金等の申請に関わる経費を補助する「雇用調整助成金等申請費補助事業」につきましては、現在広報活動を通じ募集をしておりますほか、新型コロナウイルス感染症の影響により離職や廃業等を余儀なくされた町民の雇用機会の創出を目的とした「緊急雇用対策支援金」につきましても、事業者への周知と準備を進めているところであります。

来年度の開催に向けた事業継続支援を目的とした「軽米秋まつり参加団体等緊急

支援事業」につきましては、予定していた11団体に対して1団体当たり15万円の支援金の給付が完了しております。

また、本定例会には地方創生臨時交付金を活用した「子育て世帯支援補助金」や「軽米町和牛繁殖農家緊急対策支援事業」、「軽米町和牛肥育生産緊急対策支援事業」等、新規の独自事業に関わる予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、7月10日から12日にかけての大雨に伴う災害復旧事業について申し上げます。公共土木施設の災害復旧事業はおおむね完了し、農業用施設災害復旧事業につきましても2件が完了しており、残る施設についても順次復旧する予定としております。

また、小規模災害復旧事業費補助金につきましては、お知らせ版等により町民への周知徹底を図り、農地等の早期復旧を支援してまいります。

林業施設災害復旧事業につきましては、林道宮沢線災害復旧修繕の契約締結が完了しており、早期復旧に努めてまいります。

次に、「かるまい交流駅（仮称）整備事業」等について申し上げます。「かるまい交流駅（仮称）整備事業」につきましては、7月下旬に環境省所管補助事業の採択が決定し、現在、補助金交付申請中であります。交付要件により交付決定後に本契約を締結することとされていることから、交付決定を待ちながら入札会と仮契約締結までの業務を進めている状況となっております。

ミル・みるハウス改修工事につきましては、9月中旬の実設計画完了を見込み、工事発注に向けた調整を取り進めておりますが、工事に伴う施設利用者への影響を極力抑える工法等を検討し、早期完成に努めてまいります。

火葬場整備事業につきましては、旧火葬場の解体工事と駐車場の整備等外構工事を施工することとし、6月9日に工事請負契約を締結したところであります。

総合発展計画の策定業務について申し上げます。令和3年度以降を期間とする総合発展計画の策定につきましては、所管課による施策評価の取りまとめを終え、8月25日に1回目の総合開発審議会を開催したところであります。

総合発展計画の位置づけ等を明確化するため、本定例会において「軽米町総合発展計画策定条例」を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、福祉事業について申し上げます。権利擁護の推進につきましては、二戸地域の市民後見人候補者を対象として今年度4回計画しているフォローアップ研修については、7月29日に29名の参加により第1回目の研修を開催したところであります。

また、認知症の方とその家族、地域住民、専門職などの交流による地域のつながりを目的とした「認知症カフェ」につきましては、7月2日に27名の参加により

開催しております。今後におきましても、定期的に開催できるよう取組を進めてまいります。

生活支援体制整備事業につきましては、地域における介護予防や通いの居場所等の活動の推奨と地域住民が共に支え合う仕組みについて理解を深めていただくとともに、認知症や高齢者等を支援する担い手の発掘と育成を図るため、7月に町内3地区で地区リーダー交流会を開催したところであります。

次に、保健事業について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため延期としておりました胃がん検診と特定健診につきましては、健診機関と調整を行い、胃がん検診については10月末から11月にかけて実施し、特定健診につきましては令和3年1月に実施することとしております。いずれの健診につきましても、町民の皆様が安心して受診できるよう、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、実施してまいります。

婦人検診につきましては、八戸市の検診機関において7月から個別検診を実施しており、7月末時点で延べ15名の方が受診しております。

昨年度から実施しております「かるまい健康ポイント事業」につきましては、誰でも気軽に取り組むことができるウォーキングの普及と習慣化を目的に、8月1日から実施しているところでございます。8月28日時点の参加者は52名となっており、今後も周知を図り、参加者の増加に努めてまいります。

次に、農林振興事業について申し上げます。水稲をはじめとする農作物全般の生育状況につきましては、7月下旬まで気温が低く、日照時間の少ない日が続いたところでありますが、8月上旬からは天候にも恵まれ、全体としておおむね順調に推移しております。今後におきましても、関係機関と連携し、必要な営農情報等の提供に努めてまいります。

新規就農支援につきましては、夫婦1組を含む5名が経営開始型の「農業次世代人材投資事業」を活用するとともに、事業要件や交付金額の見直しを行った「親元就農給付金事業」につきましても2名からの申請を採択し、就農支援を行っているところであります。今後も、本事業の推進を図るとともに、地区及び関係機関等から情報提供をいただきながら新規就農者を発掘し、経営開始に向けた取組を支援してまいります。

子牛市場の状況につきましては、軽米町産子牛の4月から7月の平均税抜き価格は53万1,000円となっており、昨年同時期と比較し16万2,000円ほど安く取引されている状況であります。

林業振興につきましては、林道草刈り業務など、今後とも森林の適正な管理及び整備等を行うための環境づくりに努めてまいります。

次に、町道整備事業等について申し上げます。町道整備につきましては、今年度

整備予定の町道参勤街道線ほか3路線は既に工事発注済みとなっております。

町道下晴山貝喰線のり面崩落箇所対策事業につきましては、対策工法が決定し、本定例会に予算計上しておりますので、よろしくお願いたします。

舗装・側溝修繕と橋梁修繕、河川修繕につきましても、早期完成に向け適正な維持管理に努めてまいります。

町営住宅整備事業について申し上げます。町営住宅建て替え事業につきましては、戸建て住宅5棟、長屋住宅1棟の建築と既存住宅の解体工事を予定しておりますが、設計管理業務は契約締結済みとなっております、建築確認申請等の手続が整い次第、工事発注することとしております。

公共下水道事業について申し上げます。今年度予定工事のうち舗装本復旧工事は発注済みとなっております、残る向川原地区の管路施設工事は9月上旬の契約予定とし、完成に向け関係機関と調整を図りながら進めているところであります。

また、下水道事業の公営企業法適用については、令和6年度適用に向けて、県の指導の下、関係市町村と共同で資産調査業務の発注準備を進めております。

水道事業について申し上げます。老朽管更新事業では、軽米上水谷地渡・駒板地区舗装本復旧工事と、和当地地区、上谷地渡地区の配水管布設替え工事が発注済みとなっております。

当初予定していた山内地区の水源調査については、専門家の意見を聴取したところ、水の出る可能性が低いという見解であったことから、既存水源を有効利用することとし、計画策定する予定としております。

今後とも、安全な水の安定供給を図り、効率的な事業運営を目指してまいります。

次に、教育関係について申し上げます。町内の各学校におきましては、夏休みを終え、児童生徒たちが元気に登校しております。各学校とも、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑える取組を図りながら、新しい学期の活動を開始しているところでございます。

スポーツ関係では、二戸地区中学校総合体育大会において卓球男子とバレーボール女子、ソフトテニス男女の4つの部が優勝するなど、各競技においても上位入賞を果たしております。また、中学校バレーボールでは、岩手県の選抜大会に出場し見事に優勝するなど、すばらしい活躍を見せております。

夏休み期間中に開催した小学校の夏休み学習会は、2日間、延べ56名の児童が参加し、集中した学習が行われたところであります。

また、中学生のサマー学習会には、2日間で延べ210名と多くの生徒が参加し、民間講師と学力向上支援員の指導により充実した学習が行われたところであります。

生涯学習事業につきましては、延期しておりました第48期寿大学を7月から開校しております。また、芸術文化団体や関係機関との連携協働により開催している

町民講座につきましても、絵画教室や俳句教室などを再開するとともに、新しくヨガ教室を開催することとしております。今後も、徐々にではありますが、町民のニーズに応えた講座の開設を進めてまいります。

子ども司書講座には6名の児童が参加し、図書の検索や分類整理などの体験により、新しい本との出会いの場を提供しております。

町総合体育大会の各種種目別競技では、競技方法や各チームの状況からパークゴルフ競技は中止といたしました。野球競技につきましては参加を希望するチームとの協議を進め、4チーム参加での交流大会として開催したところであります。

今後も、各種スポーツ大会の開催につきましては、主催する団体や参加者の意向に寄り添った大会運営について検討を重ね、町民のスポーツ振興と、併せて健康管理を図ってまいります。

以上をもちまして政務報告とさせていただきます。

今定例議会には、人事同意案2件、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問1件、条例の制定及び一部改正に関する議案3件、一般会計ほか歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件の合わせて14件の議案を提案させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において1番、上山誠君、2番、西館徳松君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月15日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月15日までの15日間に決定しました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任
に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めること
について、町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

同意案第1号は、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるもの
でございます。

地方税法第423条第3項の規定によりまして、軽米町大字円子第5地割16番
地5、大村光憲氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、議会の同意
をお願いするものでございます。

大村氏の経歴でございますが、昭和28年7月27日生まれで、昭和56年から
平成26年3月まで新岩手農業協同組合の職員として業務に携わり、その間、軽米
地区担当課調査役等を歴任されております。平成29年9月に固定資産評価審査委
員に就任以来、今日までご協力をいただいております。

大村氏の現在の任期は、令和2年9月3日まででございます。任期満了に伴う委
員の選任につきましては、委員を経験している大村氏が最も適任と考え、引き続き
委員として選任いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。

何とぞ同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから同意案第1号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求め
ることについてを採決します。

お諮りします。同意案第1号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求め
ることについては、原案に同意することに決定しました。

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を
求めることについてを議題とします。

同意案第2号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第2号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるものでございます。地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、軽米町大字軽米第7
地割16番地4、工藤健三氏を教育委員会委員に任命することについてご同意いた
だきたく、ご提案申し上げるものでございます。

工藤健三氏は、昭和33年7月31日生まれで、昭和57年3月に法政大学社会
学部を卒業されてから千葉敬愛短期大学初等教育課を修業され、昭和61年4月に
種市町立中野小学校に教員として着任されました。その後、軽米町内の学校を含め
4つの小学校で教鞭を執られ、平成15年4月からは花巻市立笹間第二小学校の教
頭を務められ、二戸市立御辺地小学校、軽米町立軽米小学校で副校長を歴任され、
平成25年4月から金ヶ崎町立第一小学校長、軽米町立晴山小学校長の要職に就か
れ、平成31年3月に退職されております。退職後は、軽米町教育相談員、学校教
育アドバイザーとして、当町の教育振興に力を注いでおられます。

工藤健三氏は、その経歴が示すように、長年にわたって教育に携わり、教育現場、
教育行政に精通された方であり、これまでの教育者としての卓越した指導力と高い
見識及び高潔な人柄は誰しもが認めるところであります。

ただいま申し上げましたとおり、教育について高い見識を持つ工藤氏を当町の教
育委員会委員として任命することについてご同意いただきますようお願い申し上げ
まして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思っております。これにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ

てを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、議長において立会人に茶屋隆君、上山誠君の兩名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。茶屋隆君、上山誠君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松浦満雄君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 11 票

反対 0 票

以上のとおり、賛成が全員です。

よって、同意案第 2 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第 5、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第 1 号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 諮問第 1 号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

諮問第 1 号は、人権擁護委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

令和 2 年 1 2 月 3 1 日で任期満了に伴う再任委員の推薦に関わるものでございまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、九戸郡軽米町大字山内第 3 2 地割 2 9 番地 5、笹山結実男氏を人権擁護委員として適任と考え、提案するものでございます。

笹山氏は、昭和 3 6 年 8 月 1 7 日のお生まれで、昭和 5 5 年 3 月に岩手県立軽米高等学校を卒業、専門学校での修得を終え、民間企業に勤められた後、平成 5 年に起業され、現在も生業として営まれております。地域においては、旧軽米町立晴山中学校、岩手県立軽米高等学校の P T A 役員を歴任され、また山内生産森林組合の事務局、消防団部長、現在は農業委員会役員などを務めるなど、多くの役職を経験されております。

人権擁護委員としては、平成 2 4 年 1 月 1 日付で就任いただき、現在まで 3 期 9 年にわたり地域住民の身近な相談相手として活動していただいております。平成 2 9 年 4 月には人権擁護委員仙台法務局長表彰を受けられる等、ご活躍は顕著でございます。

このように地域社会のためにご尽力いただいておりますことから、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方であると確信し、引き続き活動いただきたく推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べまして、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから諮問第1号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件については、適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、適任と認め答申することに決定しました。

◎議案第1号から議案第11号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第6、議案第1号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例から日程第16、議案第11号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）までの11件を一括して議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、議案第2号 軽米町総合発展計画策定条例及び議案第3号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例の3件について、総務課総括課長併任選挙管理委員会事務局長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長併任選挙管理委員会事務局長

吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡 靖君） 議案第1号から第3号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例であります。公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例で定めた場合に、これまで町村議会議員選挙と町村長選挙では認められていなかった選挙運動用自動車の公費負担等が認められることになることから、法の趣旨に沿い、

それらの公費負担を規定する新たな条例を制定しようとするものでございます。

第2条から第5条については選挙運動用自動車関連を、第6条から第8条で選挙運動用ビラ関連を、第9条から11条で選挙運動用ポスター関連を規定しているものでございます。

法の施行が公布の日から6か月を経過した日とされていることから、条例の施行期日におきましても法の施行の日と規定しているものであります。

議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号は、軽米町総合発展計画策定条例であります。平成23年度を始期とする現行の新軽米町総合発展計画までの計画につきましては、地方自治法の規定に従い策定されてきたものであります。平成23年8月1日に施行された地方自治法の一部改正により現行法では策定義務がないものであります。将来を構想し、計画的な町づくりを進めるためには、これまでと同様に総合発展計画を策定する必要があるものと考えるところであります。

令和3年度を始期とする総合発展計画は現在策定中ではありますが、策定方針等基本的事項等を明確にするため、新たな条例を制定しようとするものであります。

議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。議案第3号は、軽米町手数料条例の一部を改正する条例であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律により、同法に規定されていた個人番号を個人宛てにお知らせする通知カードが廃止され、通知カードの再発行手続が不要となることから、同条例の別表から通知カード再交付手数料の規定を削るものであります。

議案第1号、第2号及び第3号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第4号 令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第8号 令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件について、会計管理者、梅木勝彦君。

〔会計管理者兼税務会計課総括課長兼
収納・会計担当課長 梅木勝彦君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） 議案第4号の令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第8号の令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5議案の提案理由をご説明申し上げます。

令和元年度におきまして、議会の議決を賜りました予算に基づきまして事務事業を実施してまいりました。その予算の執行結果につきましては、別冊で皆様にお届けしております令和元年度軽米町一般会計、特別会計歳入歳出決算書のとおりでござ

ございます。

一般会計と特別会計の合計金額でご説明申し上げます。予算現額 88 億 5,368 万 5,000 円、調定額 81 億 5,599 万 191 円、収入済額 79 億 8,093 万 6,256 円、支出済額 77 億 1,625 万 9,902 円、翌年度繰越金 6 億 7,205 万 6,000 円、収入支出差引額 2 億 6,467 万 6,264 円でございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。各会計の決算概要につきましては、それぞれ担当課からご説明申し上げます。

ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(松浦満雄君) 議案第 4 号から議案第 8 号までの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第 4 号から議案第 8 号まで、それぞれの会計ごとの決算の概要について説明を求めます。

議案第 4 号に係る令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要について、総務課総括課長、吉岡靖君。

[総務課総括課長 吉岡 靖君登壇]

○総務課総括課長(吉岡 靖君) 議案第 4 号の令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布しております一般会計決算の概要に沿って説明させていただきます。

初めに、歳入歳出決算額につきましては、歳入総額が 65 億 5,228 万 7,000 円、歳出総額が 63 億 3,382 万 2,000 円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 2 億 1,846 万 5,000 円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につきましては 1 億 4,678 万 6,000 円の黒字となりましたが、令和元年度の実質収支額から平成 30 年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は 1 億 2,943 万 2,000 円の赤字となり、単年度収支に財政調整基金の積立金と取崩し額を加除した実質単年度収支につきましても 1 億 9,034 万 2,000 円の赤字となったところであります。

歳入決算額は、前年度と比較し 1 億 224 万円の増となっております。自主財源である町税は、法人町民税の 6,842 万 6,000 円の減をはじめ個人町民税の減等により前年度より 7,594 万 3,000 円減の 8 億 3,916 万 6,000 円となっております。その他の自主財源につきましては、資料に記載のとおりであります。

依存財源につきましては、地方交付税は 27 億 6,965 万 8,000 円と、前年度から 1,414 万 8,000 円の減となるとともに、国庫支出金は障害者自立支援給付費等負担金の 2,917 万 2,000 円の増等により 4,729 万 4,0

00円の増、県支出金は障害者自立支援給付費等負担金の1,222万7,000円の増、知事・県議会議員選挙執行委託金と参議院議員選挙執行委託金の1,985万8,000円の皆増等により3,070万6,000円の増となり、詳細につきましてはデジタル防災行政無線整備事業に係る緊急防災減災事業債が3億6,570万円の皆減となりましたが、火葬場整備事業や特別養護老人ホーム整備支援事業等に係る過疎対策事業債の4億6,840万円の増等により、全体で1億5,800万円の増となっております。

また、歳入全体に占める自主財源比率は、前年度から2.3ポイント減の25.3%となっております。

歳出決算につきましては、2ページを御覧願います。歳出決算額は、前年度と比較し1億6,257万9,000円の増となっております。主な内容を申し上げますと、投資的経費は前年度と比較し1億1,857万8,000円増の11億8,800万4,000円となっております。特別養護老人ホーム整備支援事業の2億590万6,000円の増や、火葬場整備事業2億8,073万円の増等が主な要因となっております。

歳出全体の40%を占める人件費などの義務的経費は、障害者総合支援法給付費の2,038万9,000円の増、職員給の2,761万4,000円の増、公債費の2,054万6,000円の増等により、前年度と比較して5,765万2,000円増の25億4,046万7,000円となっております。

その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額の26億535万1,000円となっております。

次に、主な財源指標について申し上げます。財政構造の弾力性の指標である経常収支比率につきましては、見込みの数値ではありますが、96.2%と、前年度から4.7ポイントの増となっております。

続きまして、資料の3ページを御覧願います。歳出のうち公債費等の割合を示す実質公債費比率は、10.5%となり、前年度から0.9ポイント上昇しております。

基金残高につきましては、財政調整基金と町債減債基金、ふるさとづくり振興基金の主要3基金の合計額で17億9,912万2,000円となり、前年度と比較いたしまして6,109万8,000円の減となっております。

また、町債残高につきましては、前年度から3億1,076万円増の80億2,428万円となっております。

以上で令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第5号に係る令和元年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算の概要と議案第8号に係る令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第5号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明を申し上げます。お手元に配布の1枚物の資料を御覧ください。

まず、左側、歳入の状況でございますが、1款の国民健康保険税の決算額は2億819万円となり、838万5,000円の減となっております。

4款の国庫支出金の決算額は14万円で、12万2,000円の減となっております。

5款の県支出金の決算額は8億709万8,000円で、3,131万5,000円の減となっております。県支出金は、歳入全体の71%を占めております。

次に、8款の繰入金でございますが、このうち一般会計等繰入金の決算額は9,559万9,000円で、266万9,000円の減となりました。内訳は、資料右下記載のとおりとなっております。

歳入総額は11億3,641万6,000円となり、平成30年度決算との比較で4,249万2,000円、率にして3.6%の減となりました。

次に、資料右側の歳出についてご説明をいたします。1款の総務費の決算額は3,903万6,000円となり、2,132万9,000円の増となりました。これは、主に市町村事務処理表示システム導入に係る経費の増によるものでございます。

2款の保険給付費の決算額は7億4,679万円で、3,969万7,000円、率にして5%の減となっております。また、保険給付費の歳出に占める構成比は68.1%となっております。

3款の事業費納付金の決算額は2億9,439万9,000円で、2,577万円、率にして8%の減となっております。歳出に占める構成比は26.8%となっており、保険給付費に次ぐ割合を占めております。

歳出総額は10億9,723万5,000円となりまして、平成30年度決算との比較で6,239万3,000円、率にして5.3%の減となりました。

これらの結果、歳入総額11億3,641万6,000円、歳出総額10億9,723万5,000円を差し引いた3,918万1,000円が実質収支額となり、次年度への繰越額となります。また、令和元年度末の財政調整基金の保有額は2,961万円となっております。

以上、令和元年度軽米町国民健康保険特別会計の決算の概要についての説明とさせていただきます。

次に、議案第8号に係る令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計決算の概要に

ついてご説明申し上げます。お手元に配布の1枚物の資料を御覧ください。

平成30年度決算との比較で、資料左側の歳入からご説明を申し上げます。1款の後期高齢者医療保険料の決算額は5,530万9,000円となり、平成30年度決算との比較で576万8,000円の増となっております。

3款の繰入金の決算額は3,912万5,000円となり、130万5,000円の減となっております。

4款の繰越金の決算額は27万5,000円で、12万9,000円の減となっております。

歳入総額は9,482万9,000円となり、平成30年度の決算との比較で438万9,000円、率にして4.9%の増となりました。

次に、資料右側の歳出についてご説明申し上げます。1款の総務費の決算額は328万5,000円で、20万5,000円の減。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は9,120万1,000円で、458万1,000円の増。

3款の諸支出金の決算額は9万7,000円で、平成30年度決算との比較で4万2,000円の増となっております。

歳出総額は9,458万3,000円となり、平成30年度決算との比較で441万8,000円、率にして4.9%の増となりました。

これらの結果、歳入総額9,482万9,000円から歳出総額9,458万3,000円を差し引いた24万6,000円が実質収支額となり、次年度への繰越金となります。

以上、令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計決算の概要についてのご説明とさせていただきます。

議案第5号及び議案第8号につきまして、ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第6号に係る令和元年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

〔地域整備課総括課長 戸田沢光彦君登壇〕

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 議案第6号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。お手元の1枚物の資料により説明させていただきます。

歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は決算額83万3,000円で、前年度と比較しますと37万7,000円の増となっております。これは、下水道受益者分担金でございます。

2款の使用料及び手数料は決算額2,619万円で、前年度と比較しますと18

0万9,000円の増となっております。これは、下水道使用料等でございます。

3款の国庫支出金は決算額2,250万円で、前年度と比較しますと250万円の増となっております。社会資本整備総合交付金でございます。

4款の繰入金は決算額6,810万円で、前年度と比較しますと1,320万円の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

5款の繰越金は決算額458万8,000円で、前年度と比較しますと8万3,000円の増となっております。

6款の諸収入は、決算額15万9,000円となっております。前年度と比較しますと27万円の減となっております。これは、平成30年度消費税及び地方消費税還付金でございます。

7款の町債でございますが、決算額2,370万円で、前年度と比較しますと180万円の減となっております。

以上、歳入の決算額は、平成30年度決算額1億5,657万1,000円に対しまして、令和元年度決算額が1億4,607万円で、1,050万1,000円の減となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。1款の総務費でございますが、決算額430万4,000円で、前年度と比較しますと11万円の増となっております。これは、人件費等の一般管理費でございます。

2款は、公共下水道費でございます。決算額7,838万1,000円で、前年度と比較しますと1,127万9,000円の減となりました。内訳を見ますと、1項の公共下水道施設費は決算額2,556万1,000円で、前年度と比較しますと17万2,000円の減となっております。これは、主に処理場等の施設維持管理費でございます。

2項の公共下水道整備費は決算額5,282万円で、前年度と比較しますと1,110万7,000円の減となっております。これは、工事請負費等整備費でございます。

3款は公債費でございますが、決算額5,871万6,000円で、前年度と比較しますと58万7,000円の増となっております。これは、下水道事業債の償還金でございます。

以上、歳出の決算額は、平成30年度決算額1億5,198万3,000円に対しまして、令和元年度決算額が1億4,140万1,000円で、1,058万2,000円の減となっております。

以上、令和元年度軽米町下水道事業特別会計決算の概要についてご説明させていただきました。ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第7号に係る令和元年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決

算の概要について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第7号の令和元年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布してございます1枚物の資料を御覧いただきたいと思っております。

歳入についてご説明申し上げます。第1款サービス収入の令和元年度決算額は2,329万8,000円となり、前年度と比較して1,202万円の減額となりました。

第3款繰入金の決算額は2,600万円となり、前年度と比較して48万9,000円の増額となっております。

第4款繰越金の決算額は195万3,000円となり、前年度と比較して19万8,000円の増額となっております。

第5款諸収入の決算額は8万4,000円となり、前年度と比較して4万円の増額となりました。

これらにより歳入全体の決算額は5,133万4,000円となり、前年度との比較では1,129万3,000円の減額となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。第1款総務費の決算額は2,562万6,000円となり、前年度と比較して620万9,000円の減額となりました。

第2款サービス事業費の決算額は2,359万2,000円となり、前年度と比較して524万7,000円の減額となっております。

これらにより歳出全体の決算額は4,921万8,000円となり、前年度との比較では1,145万6,000円の減額となっております。

令和元年度歳入総額5,133万4,000円から歳出総額4,921万8,000円を差し引きました211万6,000円が実質収支額となり、翌年度への繰越金となります。

以上、議案第7号 令和元年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ここで、換気のために10分間ほど、正面の時計で11時半まで休憩させていただきます。

午前11時21分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号から議案第8号までの提案理由及び決算の概要説明が終わりました。

一般会計並びに各特別会計の決算の認定ですので、ここで代表監査委員から令和元年度決算審査の意見をお伺いします。

代表監査委員、竹下光雄君。

〔代表監査委員 竹下光雄君登壇〕

○代表監査委員（竹下光雄君） 令和元年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算審査を総括しての所感や意見を申し上げます。

令和元年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入が6億5,228万7,000円で、前年度に比較いたしまして1億2,244万円の増、歳出は6億3,382万2,000円と、前年度に比較しまして1億6,257万9,000円の増となっております。歳入歳出の差引額は2億1,846万5,000円であり、実質収支は1億4,678万6,000円の黒字であります。単年度収支は1億2,943万2,000円の赤字となりました。

次に、特別会計歳入歳出決算は、歳入が1億4,864万9,000円で、前年度に比較しまして5,989万7,000円の減、歳出は1億3,243万8,000円と、前年度に比較しまして8,001万3,000円の減となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、歳入が1億3,641万6,000円で、前年度に比較しまして4,249万2,000円の減、歳出は1億9,723万5,000円と、前年度に比較しまして6,239万4,000円の減となりました。一般会計からの繰入金は9,559万9,000円となっており、そのうち法定外繰入れはございませんでした。

基金のうち主要3基金である財政調整基金は6,091万円減少し、当年度末現在高は1億3,495万6,000円、町債減債基金は21万8,000円減少し4,600万1,000円、ふるさとづくり振興基金は3万円増加して3億1,836万5,000円となっており、年度末3基金残高合計は前年度に比べまして6,109万8,000円減少しております。

財政健全化につきましては、実質公債費比率が10.5%と、前年度の9.6%から0.9ポイント上昇、将来負担比率は80.0%と、前年度の78.6%から1.4ポイント上昇し、早期健全化基準から見れば、現時点での将来支払っていく負担の度合いにつきましては良好と思われまます。

これまでも様々な行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を行ってきたところでありますが、（仮称）かるまい交流駅などの公共施設の建設のほか、老朽化に伴う維持修繕や少子化、人口減少対策など、新たな課題や行政需要の発生も見込まれるところでございます。将来にわたって持続的で安定した行政サービスを提供していくためにも、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

収入未済額につきましては、町税のうち一般町税は8,847万6,000円と、

前年度に比較しまして438万2,000円減少しており、主に固定資産税で452万2,000円減少しております。国民健康保険税は6,917万7,000円と、前年度に比較しまして724万3,000円減少しております。税外収入では572万7,000円と、前年度に比較しまして33万3,000円増加しております。

不納欠損につきましては、一般町税では772万4,000円と、前年度に比較しまして572万7,000円の増加、国民健康保険税は440万円と、前年度に比較して276万7,000円増加しております。

さきに申しあげましたとおり、収入未済額におきましては、現年度分で前年度に比較して365万4,000円の増加、滞納繰越分の収入未済額は前年度に比較して2,363万7,000円の減少と、全体的に減少しております。今後とも、適切な債権管理と計画的に適宜対処し、解消に努めていただきたいと思います。

財政事情の厳しい折、自主財源となる町税等の収納業務の環境は厳しさを増していると思われませんが、負担の公正・公平性及び町行政に対する信頼性の観点からも、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についても取組を強化していただきたいと思います。

行財政運営につきましては、全体的に事務事業の執行はおおむね適正に処理されておりますが、このたびの決算審査で支払い遅延の事案が見受けられました。政府契約の支払い遅延防止等に関する法律の規定で支払いの時期が定められておりました、同法第14条に地方公共団体の行う契約についても準用する規定となっており、約定の支払い時期までに対価を支払わない支払い遅延は法律に違反することから、請求を受けた後速やかに支払い伝票を作成し、支払い事務を執行するよう、注意喚起申し上げます。

今回発覚いたしました遅延事件を契機に、職員の不祥事の未然防止に向け改善策を講ずるとともに、常日頃からコンプライアンス意識の向上に取り組まれて、今後の事務事業の執行過程におけるチェック体制に一層の充実を図ることを切望いたします。

最後に、今年度末に策定予定の新軽米町総合発展計画は、今定例議会に軽米町総合発展計画策定条例が提案され、計画策定の作業もいよいよ大詰めの段階となっております。これまでの成果や課題を検証し、町民との共通認識を図りながら、持続可能な財政運営に努めるとともに、町民ニーズに即した効果的な施策展開を進めていけるような新軽米町総合発展計画を策定されることを要望しまして、結びといたします。

令和元年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査における意見及び所感といたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第9号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について、提案理由並びに決算の概要について説明を求めます。

水道事業所長、戸田沢光彦君。

〔水道事業所長 戸田沢光彦君登壇〕

○水道事業所長（戸田沢光彦君） 議案第9号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についての提案理由をご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度軽米町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する、及び同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものでございます。

決算の認定について、決算書9ページの事業報告書により説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度の水道事業の運営は、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標に執行し、施設の維持管理と収入の確保に努めてまいりました。建設改良工事については、老朽管更新事業を実施いたしました。

次に、財政の状況でございますが、収益的収支については、事業収益で3億7,338万600円となりました。事業費用では3億4,316万4円となりました。

以上の結果、損益収支において2,145万7,831円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金を合算した1億589万852円が未処分利益剰余金となりました。

資本的収支においては、資本的収入が8,352万1,000円となり、資本的支出は2億4,804万6,586円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1億6,452万5,586円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額583万7,087円、過年度分損益勘定留保資金1億5,868万8,499円で補填したところでございます。

次に、給水の状況でございますが、給水戸数は2,471戸で、給水量については有収水量59万8,120立方メートル、有収率65.6%となりました。今後とも、定期的な漏水調査及び修理を行い、有収率の向上に努めてまいります。

次に、決算書4ページの下の方を御覧ください。令和元年度軽米町水道事業会計剰余金処分計算書についてでございますが、表の右側でございますが、未処分利益剰余金1億589万852円のうち1,000万円を減債積立金として積立てし、処分後残高を9,589万852円としようとするものでございます。

この決算書類は、決算報告書が1ページから2ページに、財務諸表が3から8ページに、決算の附属書類として事業報告が9から14ページ、その他の書類が15から23ページに記載されております。ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君）　ここで、代表監査委員から令和元年度軽米町水道事業会計決算の審査の意見を申し上げます。

代表監査委員、竹下光雄君。

〔代表監査委員　竹下光雄君登壇〕

○代表監査委員（竹下光雄君）　令和元年度軽米町水道事業会計決算の審査を総括しての所感及び意見を申し上げます。

水道事業は、清浄にして豊富かつ低廉な水を供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としておりますが、令和元年度の水道事業の運営につきまして、安全な水の安定供給と健全な経営を目標に執行し、水質事故等もなく、安全で良質な水の供給に努めたと認められるところでございます。

当年度は、前年度に比較しまして給水区域内人口が減少し、給水人口及び給水戸数についても減少しております。有収率は65.6%で、前年度の65.7%より0.1ポイント低下となりました。これからも、定期的な漏水調査及び修理等を行い、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

水道料金は、現年分と繰越分を合わせた収入未済額は818万647円で、前年度788万3,975円に比較しまして29万6,672円増加し、収納率につきましては95.6%と、前年度に比較し0.14ポイント低下しております。収入未済額の解消と新規発生の抑制について、負担の公正・公平性及び水道事業に対する信頼性の観点からも、厳正に対処していただきたいと思います。

当年度の減債積立金と未処分利益剰余金を合わせた利益剰余金は2億7,789万852円となっております。当年度純利益は2,145万7,831円で、前年度の1,067万9,968円と比較して1,077万7,863円増加しております。

当年度におきましても、駒板地区、中村地区、谷地渡地区の配水管布設替え工事などが進められまして、水道施設の老朽化に伴う機能低下が解消されるとともに、安定供給の確保が計画的に図られているところでありますが、残る老朽化している施設につきましてもできる限り早期に維持更新されるよう努めていただきたいと思います。

今後の水道事業の運営におきましても、人口減少による給水人口や給水収益の減少、老朽化する水道施設の維持更新など、厳しい経営環境が予想されておることから、給水区域内の未加入世帯に対し加入促進を行い、水道普及率の向上を図ることで収益確保に努めるとともに、継続して経費の節減、事業の効率化を進め、健全で持続可能な水道事業の運営を行うとともに、町民生活の維持向上に寄与されることを要望し、結びといたします。

以上をもちまして、令和元年度軽米町水道事業会計決算審査における意見及び所

感といたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第10号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第10号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第10号は、令和2年度軽米町一般会計補正予算（第5号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,443万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,196万8,000円にするものでございます。

4ページを御覧願います。第2表、地方債の補正につきましては、2の変更分からご説明申し上げます。2の変更は、過疎対策事業債の借入限度額を8億3,640万円から1億9,500万円を減じ6億4,140万円にしようとするものであります。新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補正対応分として過疎債の予算額の一部が留保されることになり、減額調整されたことを受けたものであります。

また、1の追加につきましては、過疎対策事業債の減額調整を受け、かるまい交流駅（仮称）整備事業に係る地方債の財源に一般事業債を充てるため、1億4,300万円を加えるとともに、本補正予算の歳出に計上しております町道下晴山貝喰線道路のり面対策事業の財源として緊急自然災害防止対策事業債を充てることとし、3億1,300万円を追加するものであります。

議案第10号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第11号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

- 町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第11号 軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明を申し上げます。お手元に配布の1枚物の資料を御覧ください。

議案第11号は、軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

内容でございますが、歳入歳出にそれぞれ3,072万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億9,222万6,000円とするものでございます。

主な補正項目でございますが、資料左側、歳入におきましては、9款につきまして令和元年度からの繰越金といたしまして3,918万円を計上しております。

資料右側、歳出につきましては、2款の保険給付費におきまして、令和元年度ま

での実績を基に推計した本年度末までの不足見込額 1,956万3,000円を計上させていただいたものでございます。

また、7款の基金積立金といたしまして、余剰金を国民健康保険事業財政調整基金へ元本積立金といたしまして1,000万円計上させていただいております。

以上、軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。議案第11号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案11件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案11件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案11件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月3日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前11時57分）